

第40号 農産物のかす漬の認証基準

平成19年 3月28日制定

第1 適用の範囲

この基準は、山梨県内の製造工場で製造された農産物のかす漬に適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
農産物のかす漬	うり、にんじん等の農産物を主原料とし、これを酒かす又は酒かすに砂糖類、みりん、香辛料等を加えたものに漬けたものをいう。

第3 使用原材料

使用する農産物は、山梨県内で生産されたものであること。

第4 品質及び品質表示

区分	基準	
品 質	香 味	漬け上がり固有の香味が良好であること。
	歯切れ及び肉質	漬け上がり固有の歯切れ及び肉質が良好であること。
	色 沢	漬け上がり固有の色沢が良好であること。
	調 製	形状の不良なもの、損傷のあるもの等の除去及び切断したものにあっては切り方が良好であること。
	仕上げかすの状態 (仕上げかすを封入したものに 限る。)	香味、色沢等が良好であり、かつ、きょう雑物の混入のない仕上げかすを使用していること。
	アルコール分	3.5%以上であること。
	食品添加物	調味料及び酸味料以外の食品添加物を使用していないこと。
	異 物	混入していないこと。
内 容 量	酒かす等を除いた重量が表示重量に適合していること。	

表	一 括 表 示 事 項	<p>次の事項を一括して表示してあること。</p> <p>(1) 品 名 (2) 原材料名 (3) 原料原産地名 (4) 内容量 (5) 賞味期限 (6) 保存方法 (7) 製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所</p>
示	表 示 の 方 法	<p>1 一括表示事項の項の1の(1)から(6)までの事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 品 名 「かす漬」と記載すること。</p> <p>(2) 原材料名 使用した原材料を次に定めるところによりア、イの順に記載すること。 ア 漬け込んだ原材料は、「うり」、「にんじん」等とその最も一般的な名称を記載すること。 イ 漬けた原材料以外の原材料は、「漬け原材料」の文字の次に括弧を付して、次に定めるところにより、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。</p> <p>(ア) 「酒粕」「食塩」、「砂糖」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。 (イ) 食品添加物にあっては、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。</p> <p>(3) 原料原産地名 漬け込んだ農産物の原産地名を、山梨県若しくは、市町村、その他一般に知られている地名で記載すること。</p> <p>(4) 内容量 内容量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。</p> <p>(5) 賞味期限 ア 製造から賞味期限までの期間が3ヵ月以内のものにあっては、次の例のいずれかにより記載すること。 (ア) 平成12年4月1日 (イ) 12.4.1 (ウ) 2000.4.1 (エ) 00.4.1 イ 製造から賞味期限までの期間が3ヵ月を超えるもの にあっては、次に定めるところにより記載すること。 (ア) 次の例のいずれかにより記載すること。 a 平成12年4月 b 12.4 c 2000.4</p>

表示	表示の方法	<p>d 00.4</p> <p>(イ)(ア)の規定にかかわらず、アに定めるところにより記載することができる。</p> <p>(6) 保存方法</p> <p>「直射日光を避け、常温で保存すること」、「10以下で保存すること」等と記載すること。</p> <p>2 一括表示事項の項に規定する事項の表示は、容器又は包装の見やすい箇所にしてあること。</p>
	特別表示事項及びその表示の方法	<p>1 認証マーク若しくは認証マークの近接した箇所に「農産物かす漬」と表示することができる。</p> <p>2 製品に「山梨県産 使用」等と表示することができる。</p>
	表示禁止事項	<p>次に掲げる事項は、これを表示していないこと。</p> <p>1 品評会で受賞したものであるかのように誤認させる用語（品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって、受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く）及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。</p> <p>2 一括表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語。</p> <p>3 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真、その他の表示。</p>

第5 生産・製造等の施設及び品質管理

- 1 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく、適正な製造、加工及び施設の管理がなされていること。
- 2 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）及び山梨県消費生活条例（平成17年山梨県条例第112号）の規定に適合していること。